

学 則

第1章 総 則

第1条 山口県立小野田工業高等学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及びその他の教育に関する法令に基づき、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第2条 本校の名称、位置、課程、学科、修業年限及び通学区域は、次のとおりである。

名称 山口県立小野田工業高等学校

位置 山陽小野田市中央2丁目6番1号

課 程	学 科	修業年限	通 学 区 域
全 日 制	機 械 科	3 年	山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和45年山口県教育委員会規則第12号）の定めるところによる。
	電子情報科		
	化学工業科		
定 時 制	機 械 科	3年又は4年	

第3条 本校の職員の定数及び組織は、別に山口県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところによる。

第4条 本校の生徒定員は、別に教育委員会の定めるところによる。

第2章 学年、学期及び休業日等

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学期は、次のとおりとする。

（1） 全日制課程

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

（1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

（2） 日曜日及び土曜日

（3） 学年始め休業日 4月1日から4月7日まで

（4） 夏季休業日全日制課程 7月21日から8月31日まで

（5） 冬季休業日

全日制課程 12月25日から翌年1月7日まで

（6） 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

- 2 校長は、必要があると認めるときは、前項代1号及び第2号に掲げる休業日を変更し、又は同項第3号から第6号までに掲げる休業日の期間を変更することができる。ただし、学年当たりの同項第3号から第6号までに掲げる休業日を通算した日数は、同項第3号から第7号までに規定する休業日を通算した日数を超えることはできない。
- 3 校長は、教育上必要があり、又はやむを得ない理由があるときは、休業日に授業を行うことができる。
- 4 校長は、第1項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日を設けることができる。

第8条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程及び授業日時数第

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、高等学校学習指導要領の示す基準により校長が定める。

第4章 単位の修得及び卒業

第10条 単位の修得の認定は、生徒の出席時数及び学習成績の評価によって行う。

- 2 前項の出席時数及び学習成績の評価に関しては、校長が定める。

第11条 校長は、本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書（別記第1号様式、省略）を授与する。

第12条 所定の単位を修得した科目については、請求により単位修得証明書（別記第2号様式、省略）を交付する。第5章 入学、転学、留学、休学及び退学等

第13条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- 2 本校に入学を志願する者に対しては、別に教育委員会の定めるところにより、選抜を行う。
- 3 本校への入学は、学年の始めにおいて、校長が許可する。ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第1学年の各学期の始めにおいても許可することがある。

第14条 第1学年の途中又は第2学年以上の学年に編入学を願い出た者に対して

は、相当年齢に達し、本校で行う学力の検定によって当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、教育上支障がない場合には、編入学を許可することがある。

- 2 本校への編入学は、学年の始めにおいて、校長が許可する。ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、各学期の始めにおいても許可することがある。

第15条 正当な事由によって他の高等学校から転学を願い出た者に対しては、学力の検定を行い、教育上支障がない場合には、校長は転学を許可することがある。

- 2 前条及び前項の学力の検定に関しては、校長が定める。

第16条 本校に入学、編入学又は転学を許可された者は、許可された日から10日以内に保護者連署の誓約書（別記第3号様式、省略）に住民票の写しを添えて校長に提出しなければならない。

第17条 生徒が他の高等学校に転学しようとする場合には、その事由を記載し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 生徒が外国の高等学校に留学しようとする場合には、その期間及び事由を記載し、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

第18条 生徒が休学しようとする場合には、その期間及び事由を記載し、疾病のときは医師の診断書を添えて、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 休学の期間は、3月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、その期間を更に1年を限り延長することができる。

第19条 休学の事由が消滅し復学を願い出た者に対して、教育上支障がない場合には校長は復学を許可する。

第20条 生徒が退学しようとする場合には、その事由を記載し、疾病のときは医師の診断書を添えて、保護者と連署の上、校長に願い出なければならない。

第 21 条 特別な事由により転科を願い出た者に対して、校長が転科後その学科に必要な単位を修得する見込みがあると認めた場合には、転科を許可することがある。

第 22 条 特別な事由により全日制の課程及び定時制の課程相互間の転籍を願い出た者に対しては、その者が修得した単位に応じて、校長は相当学年に転籍を許可することがある。

第 6 章 出欠席等

第 23 条 出席、欠席、遅刻及び早退等の取扱いについては、校長が定める。

第 24 条 生徒の忌引の期間は、次に掲げる日数の範囲内とする。

- (1) 父母（養父母、継父母を含む。） 7 日
- (2) 曾祖父母及び祖父母（いずれも同一家族内にある場合） 5 日
- (3) 曾祖父母及び祖父母（いずれも同一家族内にない場合） 3 日
- (4) 伯叔父母及び兄弟姉妹 3 日

第 25 条 生徒が伝染病にかかっており、又はかかっている疑いがあり、もしくはかかるおそれのある場合は、校長は出席を停止させることができる。

第 26 条 忌引、伝染病等による出席停止の取扱い、その他出席の取扱いとすることを認める場合の取扱いについては、校長が定める。

第 7 章 保 護 者

第 27 条 保護者は、生徒の親権者（親権者のないときは後見人）とする。

第 28 条 死亡又は資格の喪失等により保護者に変更があつたときは、生徒は速やかに、新たな保護者と連署した誓約書（別記第 3 号様式）を校長に提出しなければならない。

第 29 条 生徒は、本人、保護者が住所、氏名を変更したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

第 30 条 保護者は、学校の教育に協力し、学校に対してその生徒に関する一切の責任を負うものとする。

第 8 章 授業料等

第 31 条 授業料及び入学料については、山口県使用料手数料条例（昭和 31 年山口県条例第 1 号）の定めるところによる。

- 2 校長は、正当な事由がなく授業料を納付しない生徒に対しては、出席を停止し、又は除籍することがある。

第9章 表彰及び懲戒

第32条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

2 前項の表彰に関しては、校長が定める。

第33条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることがある。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第34条 生徒が校舎、校具その他の施設、設備を損傷又は亡失したときは、校長はその情状によつてその全部又は一部を弁償させることがある。